厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

改正労働安全衛生法説明会
～個人事業者等の安全衛生対策の推進について～

厚生労働省労働基準局安全衛生部

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1．労働安全衛生法の概要

2．個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に係る法改正までの経緯

3．改正労働安全衛生法の概要①

- 「注文者等」による対策
- 「個人事業者等」自身による対策
- 災害報告制度等

4．改正労働安全衛生法の概要②

- 職場のメンタルヘルス対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策の推進
- 機械等による労働災害の防止の促進等
- 高齢者の労働災害防止の推進

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 労働安全衛生法の概要

2. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に係る法改正までの経緯

3. 改正労働安全衛生法の概要①

- 「注文者等」による対策
- 「個人事業者等」自身による対策
- 災害報告制度等

4. 改正労働安全衛生法の概要②

- 職場のメンタルヘルス対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策の推進
- 機械等による労働災害の防止の促進等
- 高齢者の労働災害防止の推進

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生法の概要

事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない。

このため、事業者は、

①安全衛生管理体制を確立し、②労働災害を防止するための具体的措置を実施する義務を負う。

安全衛生管理体制の確立

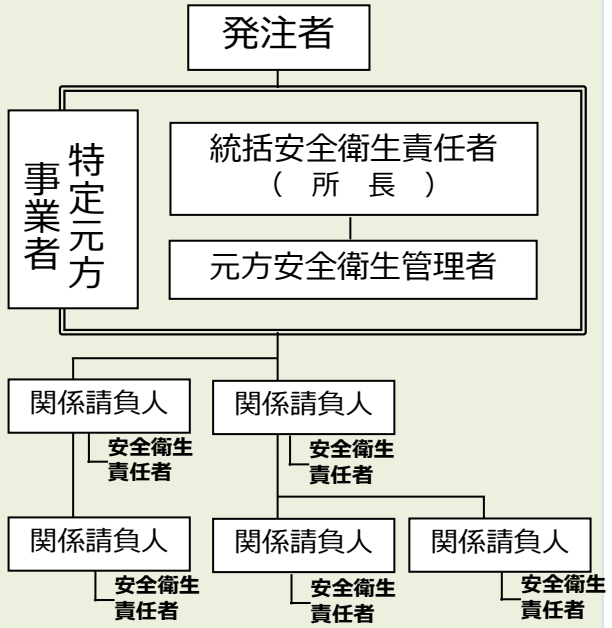

安全衛生管理体制の例
（一般的な工事現場の場合）

具体的措置

危険防止措置

- 建設機械等の安全化
  - ・構造規格、安全装置の具備
  - ・定期及び作業前の点検の実施
  - ・作業計画、運行計画等の策定
- 作業の安全化
  - ・安全衛生教育の実施
  - ・足場、手すり等の設置
  - ・誘導者の配置、合図の統一

健康障害防止措置

- ・熱中症対策の実施
- ・ヒューム、粉じん、騒音等に対する保護具等の使用

自主的な安全衛生活動

- ・セーフティアセスメント等の実施
- ・安全施工サイクル活動の実施

健康保持増進措置

- 労働衛生の三管理
  - ・健康診断の実施
  - ・作業の管理
  - ・作業環境測定の実施
- 健康の保持増進
  - ・健康教育、健康相談
  - ・体育活動等
  - ・メンタルヘルス対策

快適職場形成促進

- ・職場における受動喫煙の防止対策

労働基準監督官等による監督・指導
（都道府県労働局、労働基準監督署）

1. 労働安全衛生法の概要

2. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に係る法改正までの経緯

3. 改正労働安全衛生法の概要①

- 「注文者等」による対策
- 「個人事業者等」自身による対策
- 災害報告制度等

4. 改正労働安全衛生法の概要②

- 職場のメンタルヘルス対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策の推進
- 機械等による労働災害の防止の促進等
- 高齢者の労働災害防止の推進

建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえた関係省令の改正

■　建設アスベスト訴訟の**最高裁判決**において、労働安全衛生法**第22条（健康障害防止措置）**は、**労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護**する趣旨との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正（令和５年４月施行）。

事業者が実施すべき事項（罰則付き）

①　労働者以外の者にも危険有害な作業の一部を請け負わせる場合は、**請負人（一人親方、下請業者）**に対しても、**労働者と同等の保護措置**を実施。

②　**同じ作業場所にいる労働者以外の者**（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**労働者と同等の保護措置を実施。**

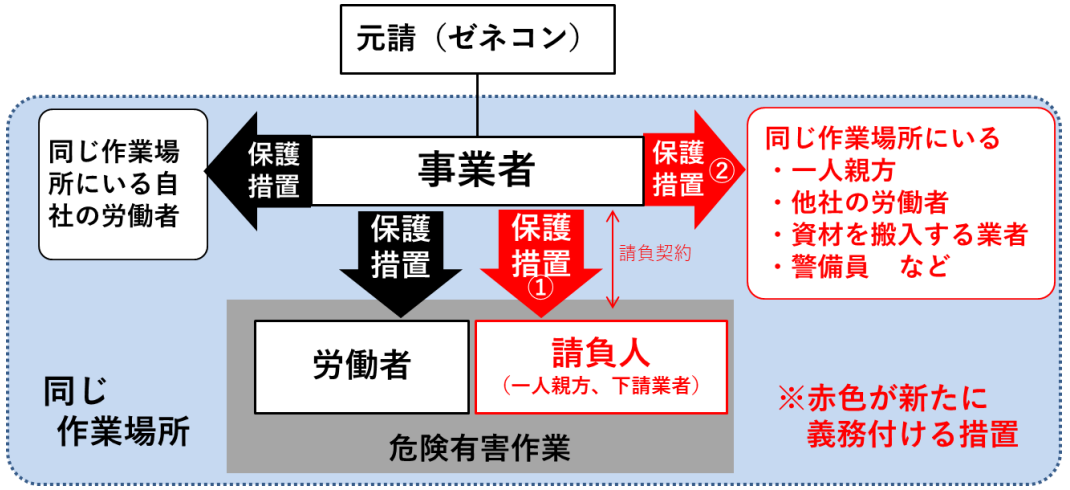

①危険有害な作業の一部を請け負わせる場合の主な措置
- **作業時に設備を稼働させる等**について**配慮**する**義務**
- **保護具の使用**が必要である旨を**周知**する**義務**
- **作業方法の遵守**が必要である旨を**周知**する**義務**
- **身体の汚染除去**が必要である旨を**周知**する**義務**

②同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する主な措置（※）
- 危険箇所への**立ち入りを禁止**する**義務**
- 特定の場所での**喫煙・飲食を禁止**する**義務**
- **危険性等を掲示**して知らせる**義務**
- 事故発生時、**退避**させる**義務**

※ 今回の安衛法改正により、個人事業者等が「立入禁止」等を遵守する義務も労働者と同様に罰則付きの義務となる

- 上記以外に個人事業者等の安全衛生対策として必要な事項について、令和４年５月に**「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」**を設置し、検討
- 令和５年10月27日に報告書を公表（その後、**安全衛生分科会で検討の上、令和７年１月17日付けで建議**）

建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえた個人事業者等に対する安全衛生対策の全体像

		個人事業者等の危険有害業務		個人事業者等の危険有害業務以外の業務
		有害業務に伴う健康障害の防止	危険の防止	過重労働、メンタルヘルス等の健康管理対策
措置の主体	事業者 ※　事業者（労働者を使用する者）の事業場で行われる作業に伴うリスクへの対応	**最高裁判決を受け、速やかに関係省令を改正** **【対応状況】** **令和４年４月15日公布** **令和５年４月１日施行**	観点１　危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策） **⇒ 検討会での議論を踏まえ、法第20条等に基づく関係省令を改正** **【対応状況】** **令和６年４月30日公布** **令和７年４月１日施行**	観点２　危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等） **⇒ 検討会での議論を踏まえ、個人事業者自身や注文者等の実施事項をガイドライン等により推奨** **【対応状況】** **・ 令和６年５月28日付けで「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定** **・ Ｑ＆Ａも併せてＨＰ掲載**
	注文者等 ※　注文者や注文者以外の機械リース業者等が発生させるリスクへの対応	観点３　危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（注文者等、個人事業者自身による対策） ● 注文者（発注者）による措置のあり方 ● 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方 ● 個人事業者自身による措置のあり方 ● 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等 **⇒ 検討会での議論を踏まえ、今回の労働安全衛生法改正にて対応** **【対応状況】　令和７年５月14日公布、公布日以降順次施行**		
	個人事業者等			

個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書の概要

＜　対策の観点　＞	＜　対策の方向性　＞
観点１　危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策） ● 危険有害な作業（機械等を使用する作業等）の一部を個人事業者に請け負わせるときは、労働者に対するものと同等の保護措置を事業者に求めることを検討	● 安衛法22条以外の危険防止措置関係規定について、事業者による「**事故時等の退避**」と「**危険箇所等への立入禁止等**」の措置対象に**個人事業者等も追加**（**省令改正**） ● 上記以外の「作業に必要な保護具の周知」や「作業方法の周知」等の措置については、個人事業者等による災害発生状況を踏まえ、必要性を精査した上で省令改正
観点２　危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等） ● 個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス事案の把握方法等 ● 過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方 等	● 個人事業者等による過重労働、メンタルヘルス事案の報告制度の創設 ● 個人事業者等自身による、定期的な健康診断の受診やストレスチェックの実施、またその結果を踏まえた対応を勧奨等（ガイドライン・通達） ● 個人事業者等が過度な長時間就業とならないよう、発注者等による期日設定などに関する配慮等（ガイドライン・通達）
観点３　危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策） ● 注文者（発注者）による措置のあり方 ● 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方 ● 個人事業者自身による措置のあり方 ● 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等	● 注文者（発注者）による措置 ・ 個人事業者等への**注文時に安全衛生上配慮すべき措置内容の明確化** ・ 個人事業者等も含めた**混在作業による災害防止対策の強化** ● 発注者以外の災害リスクを生み出す者による措置 ・ **リース機械等を貸与する者**に対する**災害防止措置の対象を個人事業者にも拡大** ● 個人事業者等による措置 ・ **規格等を具備しない機械等の使用禁止** ・ **危険有害作業**における**安全衛生教育の受講の義務付け** 等 ● 個人事業者等の業務上の**災害に関する報告制度の創設**　等

※　共通事項として「個人事業者等」の支援策も検討

個人事業者等の安全衛生対策の基本的な考え方

建設アスベスト訴訟の最高裁判決

○　建設アスベスト訴訟最高裁判決では、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がなされている。

最高裁判決を踏まえた対策の基本的な考え方

○　既存の労働災害防止対策に労働者と同じ場所で就業する労働者以外の者（個人事業者等）をも取り込み、労働災害のみならず、個人事業者等の業務上災害の防止を図るため、個人事業者等自身や事業者（注文者等）に必要な措置を義務付け。

①事業者（注文者等）は、自身が管理する場所においては、労働者に加え、当該場所で就業する労働者以外の者も含めた保護措置を実施する。

②個人事業者等は、労働者と同じ場所で就業する場合には、自身の安全衛生確保に加え、同じ場所で就業する者に危害が生じないよう、必要な事項を実施する。

※　労働者と異なる場所で就業する場合も上記に準じた取組を個人事業者等に推奨

個人事業者や出入業者（その他の作業者）等が**事業者（注文者等）の事業場内**で作業する場合

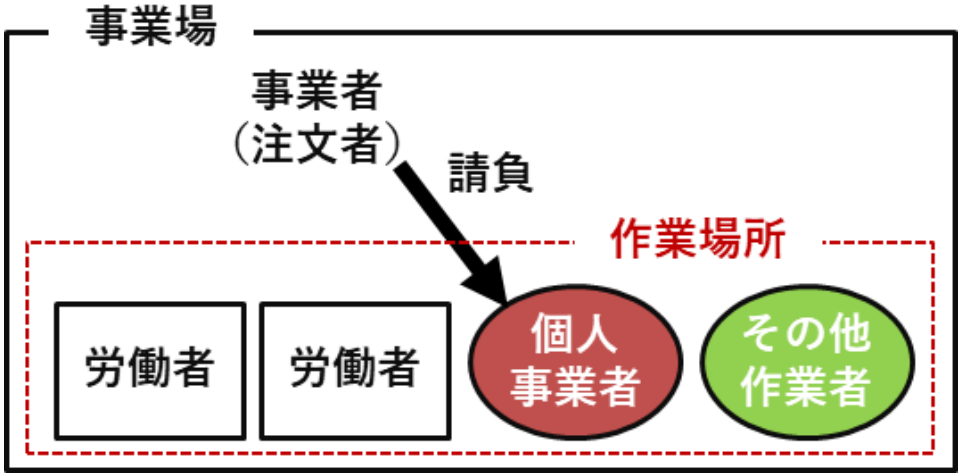

1．労働安全衛生法の概要

2．個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に係る法改正までの経緯

3．改正労働安全衛生法の概要①

- 「注文者等」による対策
- 「個人事業者等」自身による対策
- 災害報告制度等

4．改正労働安全衛生法の概要②

- 職場のメンタルヘルス対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策の推進
- 機械等による労働災害の防止の促進等
- 高齢者の労働災害防止の推進

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要【令和７年５月14日公布】

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

１．個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。

② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

２．職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

○ ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

３．化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。

② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。

③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

４．機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。

② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

５．高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

○ 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等

このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和８年４月１日（ただし、１①の一部は公布日、４②は令和８年１月１日、３③は令和８年10月１日、１②の一部は令和９年１月１日、１①及び②の一部は令和９年４月１日、 ２は公布後３年以内に政令で定める日、 ３①は公布後５年以内に政令で定める日）

１．個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

背景

○　建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和３年５月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。このことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正した。（令和５年４月施行）

⇒　安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされた。

改正内容

○　個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。　（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象

①注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け（次ページ）

- 建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する　等

②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け

- 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
- 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
- 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講　等

③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備

（注）個人事業者に作業を請け負わせる「事業者」に対する保護措置の義務づけは省令改正により対応済み。

○　また、業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者（※１）に対して、自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付けることで、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）（※２）の批准につながる。

（※１）例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品の搬出をする運送業者が混在することによる事故を防止するため、連絡調整を行う。

（※２）条約第17条に規定されている「二以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合の協力義務」が批准に当たっての課題となっている。

1. 労働安全衛生法の概要

2. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に係る法改正までの経緯

3. 改正労働安全衛生法の概要①

- 「注文者等」による対策
- 「個人事業者等」自身による対策
- 災害報告制度等

4. 改正労働安全衛生法の概要②

- 職場のメンタルヘルス対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策の推進
- 機械等による労働災害の防止の促進等
- 高齢者の労働災害防止の推進

注文者等による対策

1　注文者の責務の範囲の明確化（R7.5）

- 建設工事以外の注文者にも広く、適用されるよう労働安全衛生法第３条第３項（注文者が講ずべき措置）の規定の趣旨の明確化（適用範囲、配慮の内容等）
- 作業場所や作業方法の指定など、注文者の関与の状況を踏まえた具体的措置内容の明確化
- 発注条件が受注者の安全衛生に影響を及ぼす可能性があること、安全衛生経費の必要性に関する意識啓発の実施
- 具体的な作業内容や作業条件等を契約時に明確化することを関係者へ周知等

2　注文者等が行う措置の対象に「個人事業者等」を含める（R8.4）

- 建設業等の元方事業者が実施する統括管理の対象（※）、機械等貸与者等の講ずべき措置の対象及び建築物等貸与者の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」が含まれることの明確化

※　「個人事業者等」は関係請負人として、元方事業者が講じる措置に応じて必要な措置を講じること等が義務付けられる。

- 機械等貸与者の措置の対象機械について、「移動式クレーン」等に限定されている対象機械等に、他の危険性が高い機械（フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー）を追加
- 建築物等貸与者の対象建築物について、「事務所」、「工場」に限らず事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とし、当該建築物に関して講ずべき措置（共有部分の墜落危険箇所の防護、安全な通路の保持）を追加

（参考）注文者等が講じるべき措置（作業間の連絡調整）のイメージ

«現行»

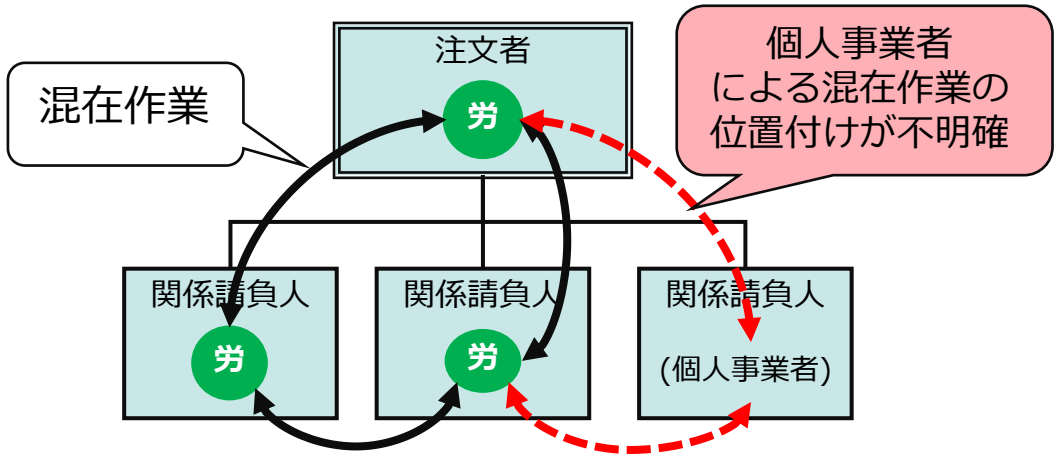

個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

«見直し後»

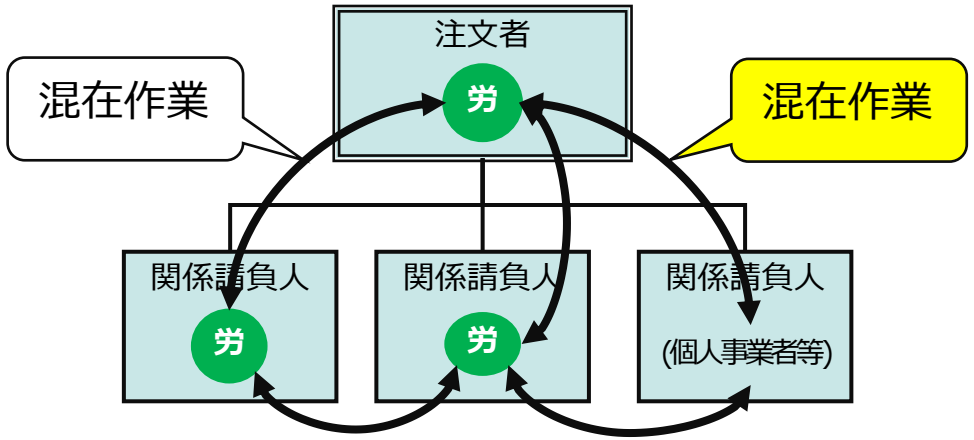

注文者等による対策

3　建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整（R9.4）

・　３業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業（荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等）に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みを新たに創設

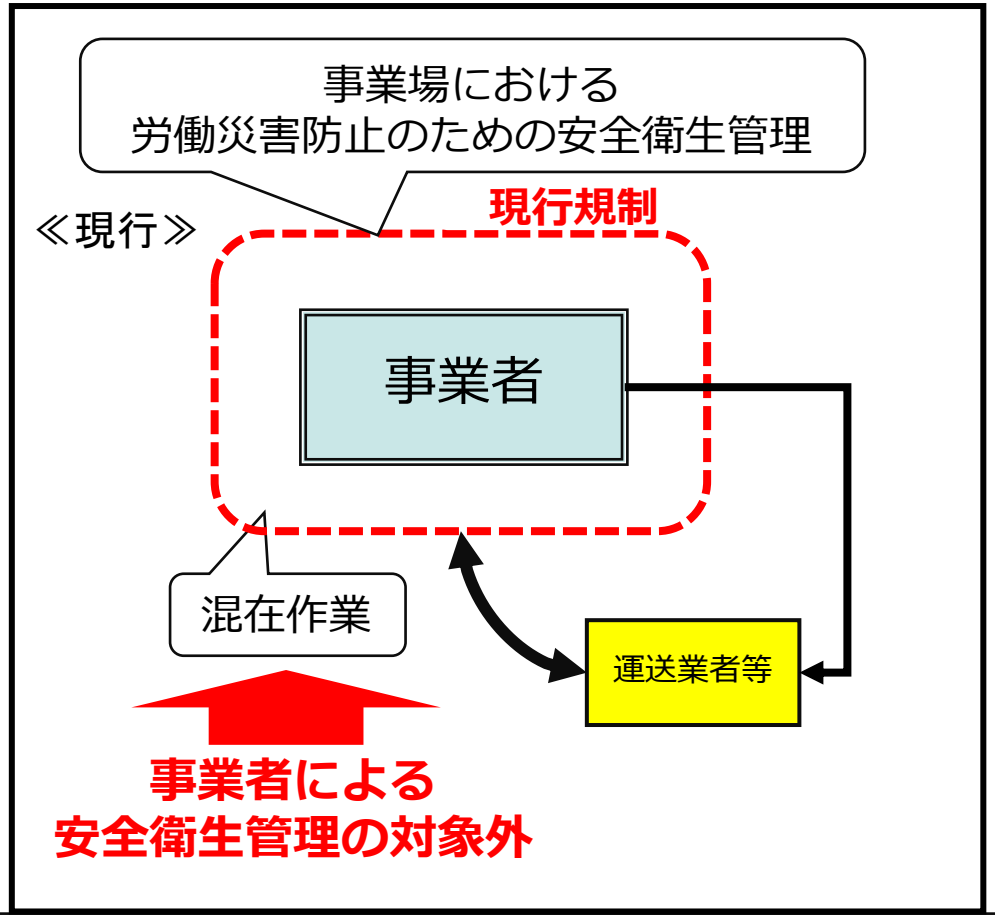

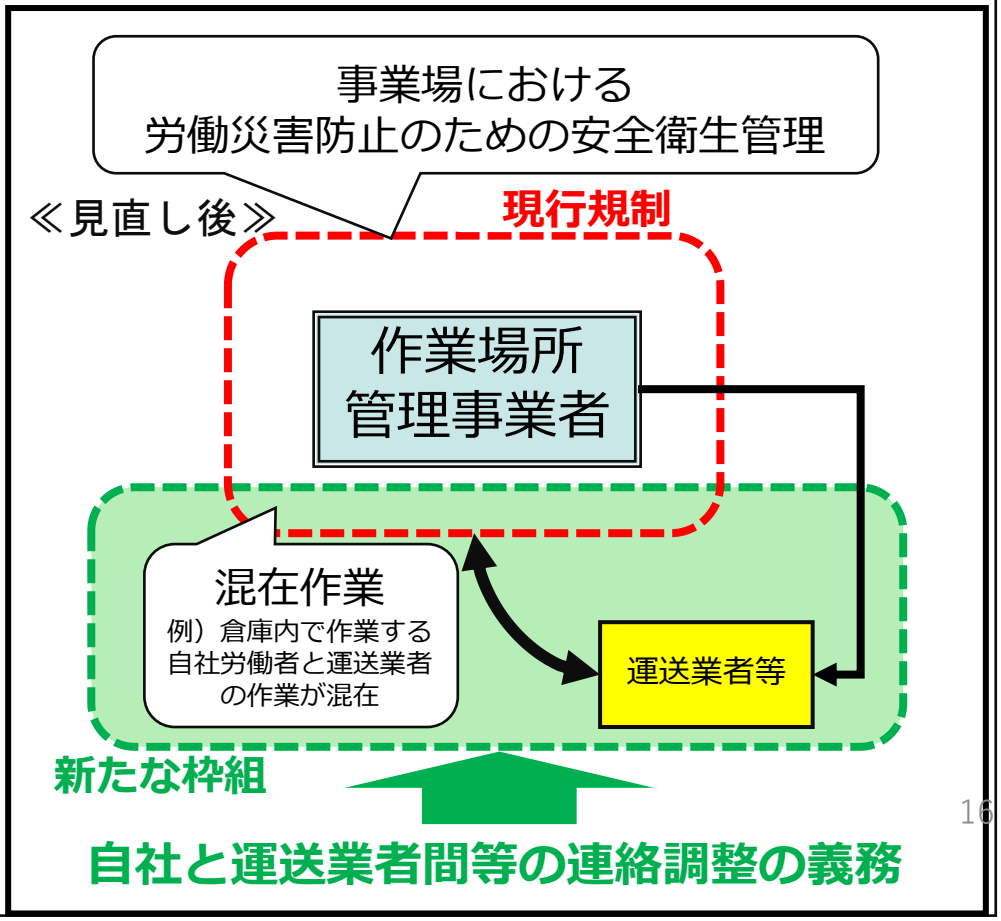

1. 労働安全衛生法の概要

2. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に係る法改正までの経緯

3. 改正労働安全衛生法の概要①

- 「注文者等」による対策
- 「個人事業者等」自身による対策
- 災害報告制度等

4. 改正労働安全衛生法の概要②

- 職場のメンタルヘルス対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策の推進
- 機械等による労働災害の防止の促進等
- 高齢者の労働災害防止の推進

個人事業者の定義など

今回の改正で新たに保護・規定の対象に加える**「個人事業者」**は、**個人であるか、法人であるかや、仕事の請負の有無は問わず、「事業を行う者で労働者を使用しないもの」**が該当するため、他法令の定義とは異なる点に留意。

また、**「個人事業者等」**として、**中小事業の事業主や役員も含めて保護等を図る。**

《改正安衛法》

○「個人事業者」は「事業者」には含まれない。

○ 労働者を使用しているか、否かで、「事業者」と「個人事業者」に分かれる

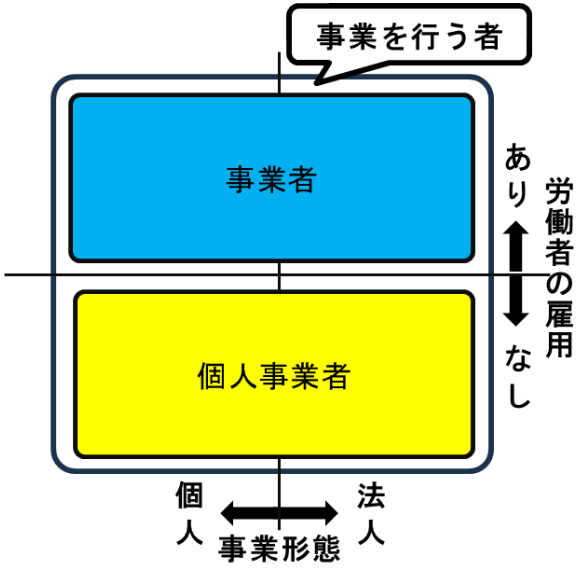

《地方税法》

○「個人事業者」は「事業者」に含まれる。

○ 事業形態（個人か法人か）で「個人事業者」か否かが分かれる。

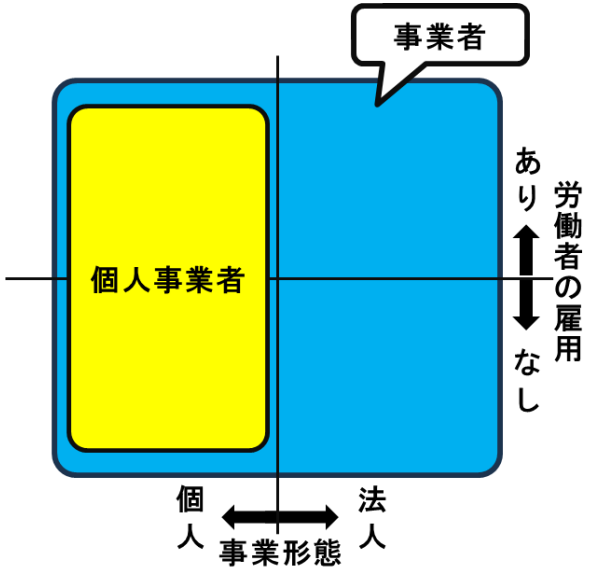

法令上の定義

《改正労働安全衛生法》

事　業　者　　事業を行う者で、**労働者を使用するもの**（第２条第３号）

個人事業者　　事業を行う者で、**労働者を使用しないもの**（第31条の３）

《地方税法》

事　業　者　　**個人事業者**及び**法人**（第72条の77）

個人事業者　　事業を行う**個人**（第72条の77）

個人事業者等自身による措置

1　機械等の安全の確保（R9.4施行）

・　機械等の安全確保の観点から、事業者には以下のような措置が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等に対しても同様に以下の措置を義務化

①　構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止

②　車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査等の実施

2　危険有害業務に関する安全衛生教育（R9.4施行）

・　事業者が労働者を危険有害な業務に就かせる際には特別教育の実施が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等が危険有害な業務を実施する際には特別教育を受講することを個人事業者等に対しても義務化

※ 労働者の場合に努力義務とされている現に危険有害業務に就いている者に対する教育も同様

1. 労働安全衛生法の概要

2. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に係る法改正までの経緯

3. 改正労働安全衛生法の概要①

- 「注文者等」による対策
- 「個人事業者等」自身による対策
- 災害報告制度等

4. 改正労働安全衛生法の概要②

- 職場のメンタルヘルス対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策の推進
- 機械等による労働災害の防止の促進等
- 高齢者の労働災害防止の推進

災害報告制度等①（R9.1）

○ 個人事業者等の業務上の災害の把握等

1　報告対象・報告時期

休業４日以上の死傷災害（脳心・精神事案は別途措置。）について、労働基準監督署に遅滞なく報告

2　報告主体

- 個人事業者等が死亡した場合等は、「特定注文者」等（※）が労働基準監督署に報告
  ※　「特定注文者」とは、「個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの」をいう。「特定注文者」が存在しない場合には、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」という。）が労働基準監督署に報告。
- 個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合は、「個人事業者等」が「特定注文者」等に報告し、報告を受けた「特定注文者」等が監督署に報告
- 個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合は、上記にかかわらず所属企業が監督署に報告
  ※ 個人事業者等本人や個人事業者等が加入している業種・職種別団体から監督署への情報提供も可能

3　報告事項

- 発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報（氏名、年齢、性別、業種等）、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

4　その他

- 個人事業者等が「特定注文者」等に報告したことを理由とする特定注文者等による不利益取扱いの禁止
- 脳・心臓疾患及び精神障害に関しては、災害報告とは別に、個人事業者等自身が労働基準監督署に報告できる（報告事項には、上記３に加え、「発症と関連のある情報」も含む。）

（参考）個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

第166回労働政策審議会安全衛生分科会　資料１抜粋

被災程度		考え方
休業４日以上の死傷災害	死亡した場合や入院中などにより災害発生の事実を伝達することが困難な場合	特定注文者が把握した場合に報告
		特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者が把握した場合に報告
		特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外 ※　個人事業者等が加入している関係団体等による情報提供は可能
	災害発生の事実を伝達することが可能な場合	個人事業者等が特定注文者に報告、その内容を踏まえて、特定注文者が監督署に報告
		特定注文者が存在しない場合は、個人事業者等が災害発生場所管理事業者に報告、その内容を踏まえて、災害発生場所管理事業者が監督署に報告
		特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、個人事業者等自らが監督署に情報提供
休業４日未満等報告義務対象外の災害		休業４日未満等報告義務対象外の災害は、個人事業者や個人事業者が加入している団体等が情報提供可能

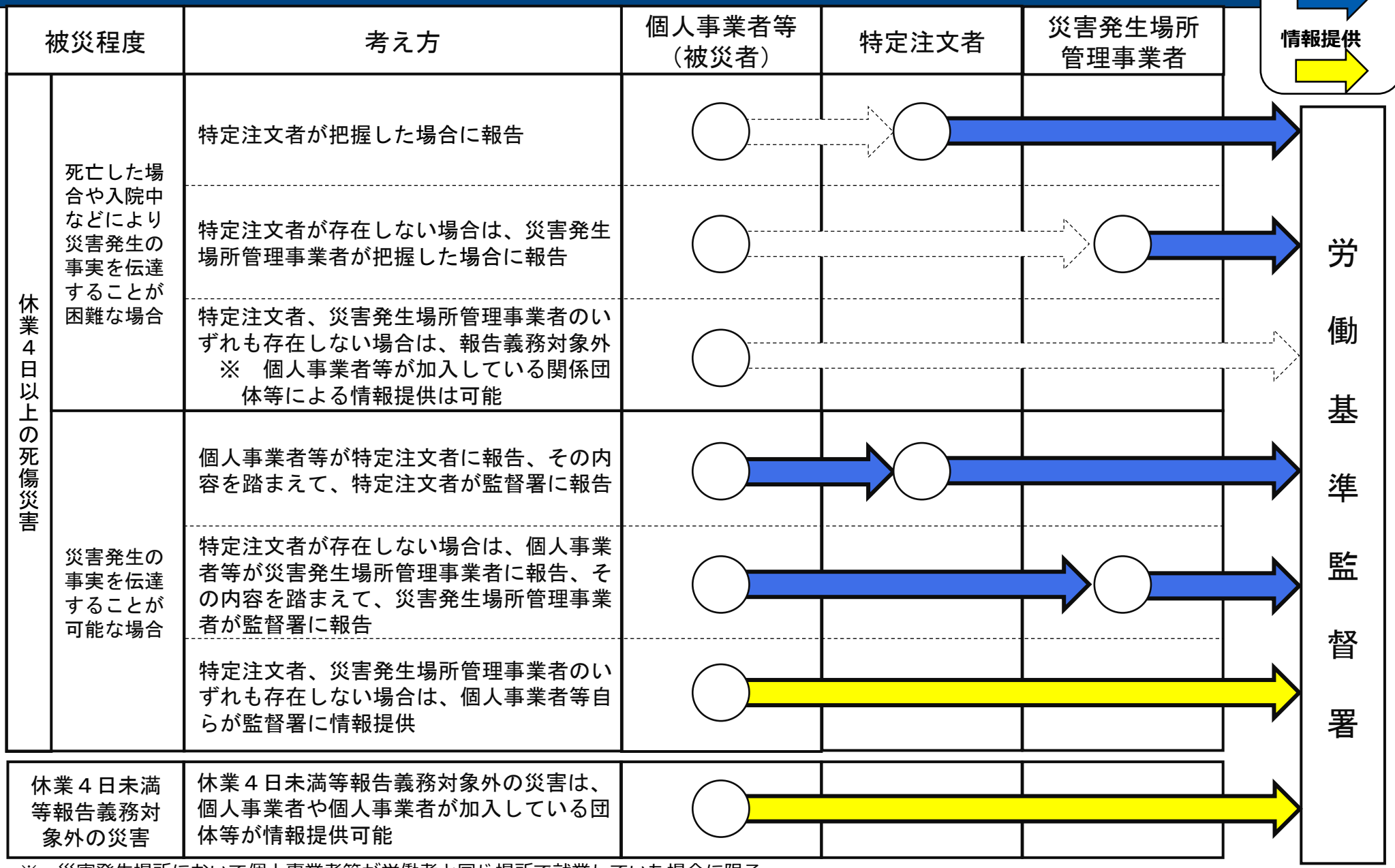

※　災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

災害報告制度等②（R8.4）

○ 個人事業者等による労働基準監督署への申告

1　労働基準監督署等への申告

・　個人事業者等が就業する場所や請け負った作業に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合については、労働者の場合と同様（※）、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に対して申告して是正のため必要な措置をとるように求める制度を創設

（※）労働安全衛生関係法令上の個人事業者等に対する保護・規制の範囲は、労働者の場合とは異なるため、申告対象の範囲も異なる

2　申告を理由とした不利益取扱いの禁止

・　個人事業者等の契約相手方は、個人事業者等が申告をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止

申告の権利の確保と不利益取扱の禁止

- 作業従事者は事業場に労働安全衛生法等の規定に違反する事実があるときは、その事実を**都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して、是正のため適当な措置をとるように求めることができる**。（安衛法第97条第１項関係）
- **注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。**（安衛法第97条第3項関係）

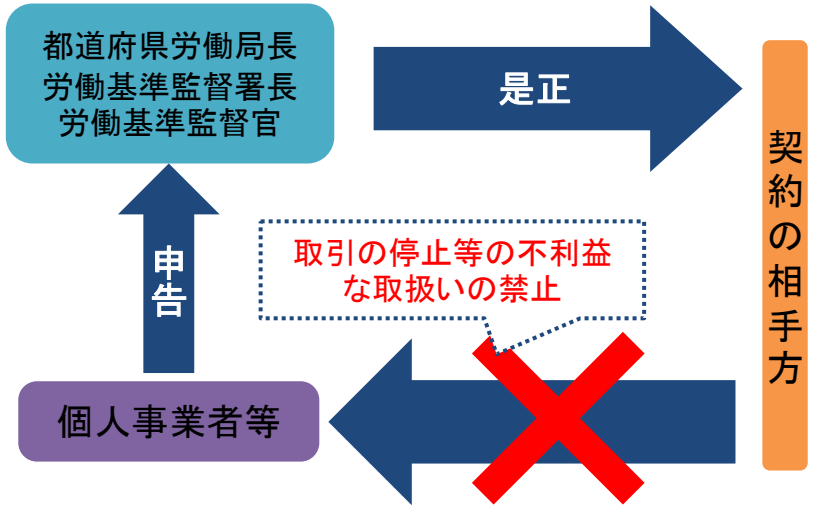

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要【令和７年５月14日公布】

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

１．個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。

② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

２．職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

○ ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

３．化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。

② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。

③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

４．機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。

② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

５．高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

○ 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等

このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和８年４月１日（ただし、１①の一部は公布日、４②は令和８年１月１日、３③は令和８年10月１日、１②の一部は令和９年１月１日、１①及び②の一部は令和９年４月１日、 ２は公布後３年以内に政令で定める日、 ３①は公布後５年以内に政令で定める日）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 労働安全衛生法の概要

2. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進に係る法改正までの経緯

3. 改正労働安全衛生法の概要①

- 「注文者等」による対策
- 「個人事業者等」自身による対策
- 災害報告制度等

4. 改正労働安全衛生法の概要②

- 職場のメンタルヘルス対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策の推進
- 機械等による労働災害の防止の促進等
- 高齢者の労働災害防止の推進

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

4．改正労働安全衛生法の概要②
職場のメンタルヘルス対策の推進

背景

○　事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されたが、**50人未満の事業場では努力義務**にとどまっていた。

（ストレスチェック制度の流れ）

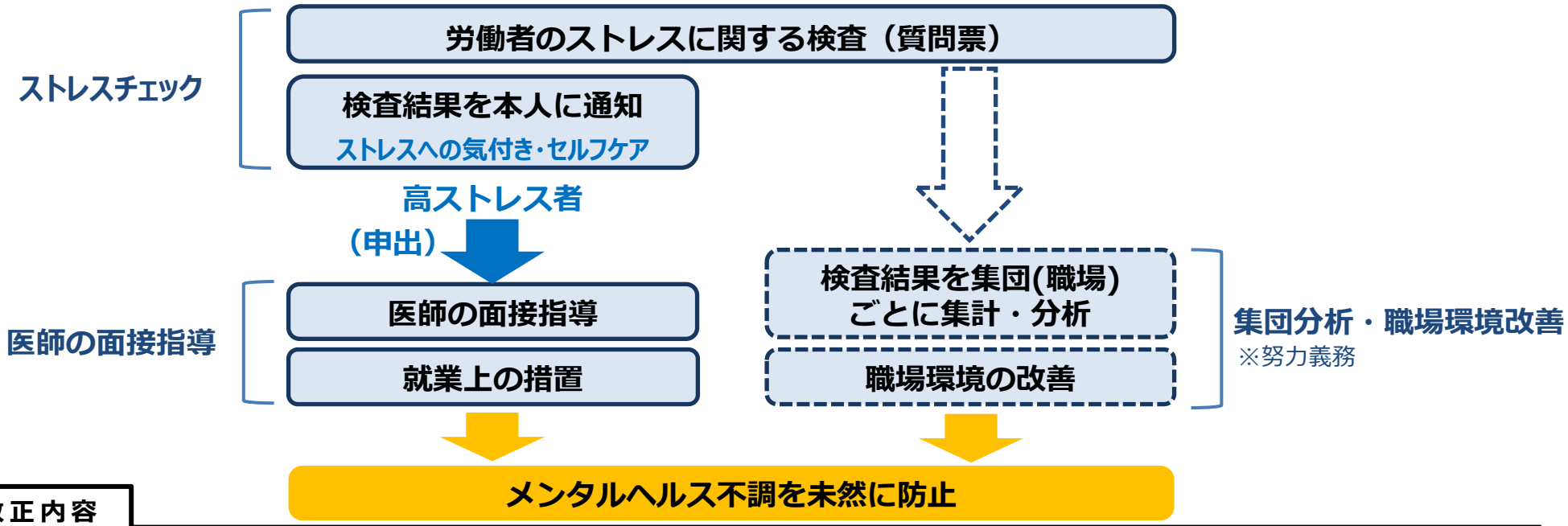

改正内容

○　ストレスチェックは労働者50人以上の事業場に義務付けられていた（50人未満は努力義務）ところ、今年５月に公布された改正労働安全衛生法により、これを**全ての事業場に義務化**する。

※　小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、
- 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
- 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」（地さんぽ）の体制拡充　　等の支援策を講じていく。

また、50 人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける（施行期日は公布後３年以内に政令で定める日）。

４．改正労働安全衛生法の概要②
化学物質による健康障害防止対策等の推進

背景

○　化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われたところ。（令和４年から政省令改正・順次施行）

○　これにより、化学物質の譲渡・提供者による「危険・有害性情報の表示（ラベル）及び通知（SDS（※）の交付等）」や事業者による「リスクアセスメントの実施」が必要となる化学物質が、令和８年４月には、危険性又は有害性がある全ての化学物質（国際的な基準に従い分類した約2,900物質）に拡大されることが予定されている。

（※）安全データシート（Safety Data Sheet）の略語。化学物質を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を、譲渡または提供する相手方に通知する文書のこと。

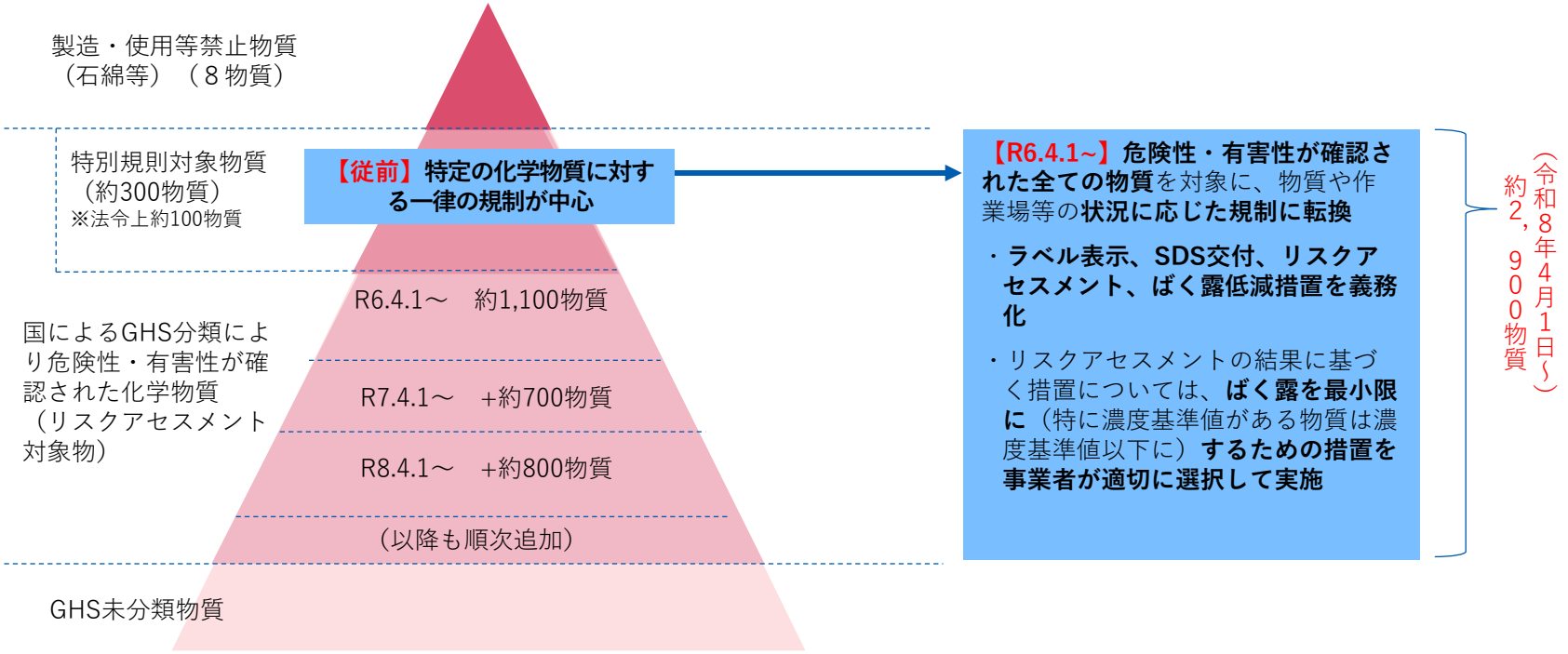

（注）ＧＨＳ：2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」。日本では「日本産業規格Ｚ7252（ＧＨＳに基づく化学品の分類方法）」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・ＳＤＳ交付等の義務対象物質を特定している。

危険・有害性情報の通知制度

○　労働安全衛生法に基づき、
- 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
  ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
  ②譲渡・提供する相手方に文書（ＳＤＳ）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
- 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。

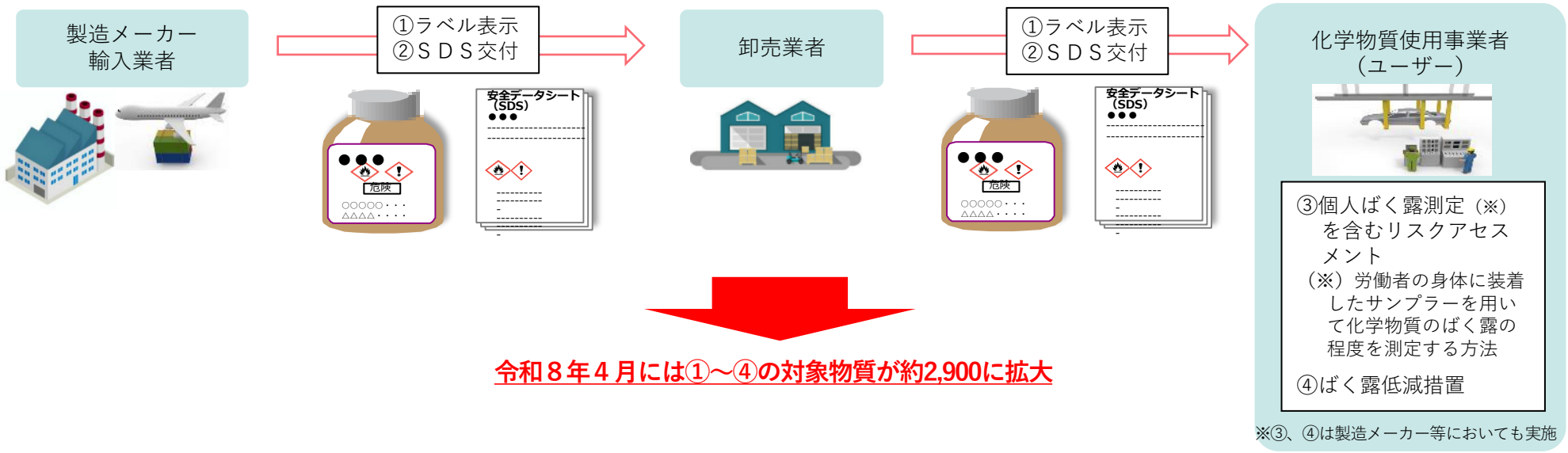

令和８年４月には①～④の対象物質が約2,900に拡大

改正内容

○　化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。
- 通知義務違反に対する罰則の新設
- 通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化

○　SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。

○　危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならないこととする。

４．改正労働安全衛生法の概要②
機械等による労働災害の防止の促進等

背景

○　危険な作業を必要とする特定機械等（ボイラー、クレーン等）については、安全性能を確保するために、製造許可及び製造時等検査制度を設けるとともに、設置時、使用時の各段階における検査を義務付けている。

○　新技術の誕生に伴い設計・検査手法の高度化・専門化が必要となっているところ、ＥＵ諸国をはじめとした諸外国では、専門性を持つ民間の検査機関の活用が進んでいる。これまで一部検査について民間移管を進めてきたが、特定機械等の安全性を確保した上で労働災害を効果的に防止するため、更なる行政の効率化や民間活力の活用を促進する必要がある。

○　また、技能講習を実施する民間登録機関が不正に技能講習修了証を交付する等の不正事案が生じており、その防止対策を強化する必要がある。

改正内容

○　製造許可申請の審査のうち特定機械等の構造に係る基準の審査について、民間の登録機関が行えるようにする。

○　製造時等検査について、移動式クレーン及びゴンドラも民間の登録機関が行えるようにする。

○　民間の登録機関の業務の適正な遂行を担保するため、適切な登録要件の設定、要件に適合しなくなった場合の行政処分などの仕組みを整備する。

○　民間の登録機関の不正防止のための措置その他の所要の改正を行う。

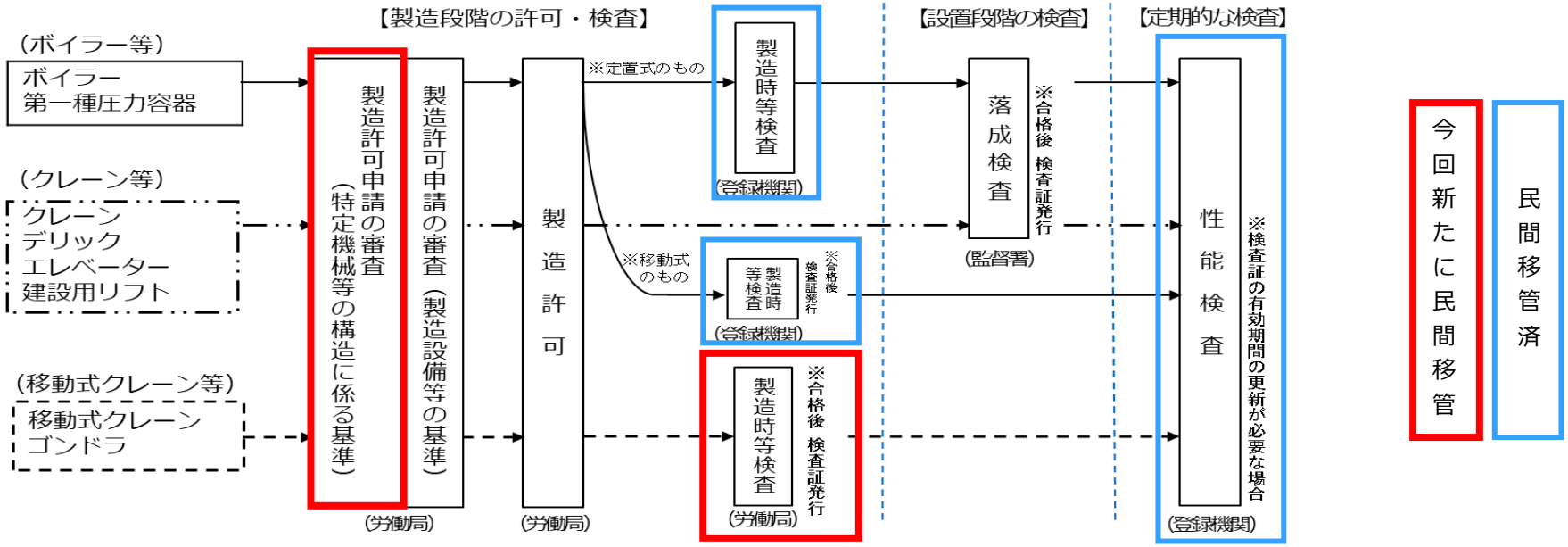

4．改正労働安全衛生法の概要②
高齢者の労働災害防止の推進

背景

○　休業４日以上の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。

○　また、高年齢労働者は、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。

労働災害による死傷者数

（全年齢に占める60歳以上の割合）

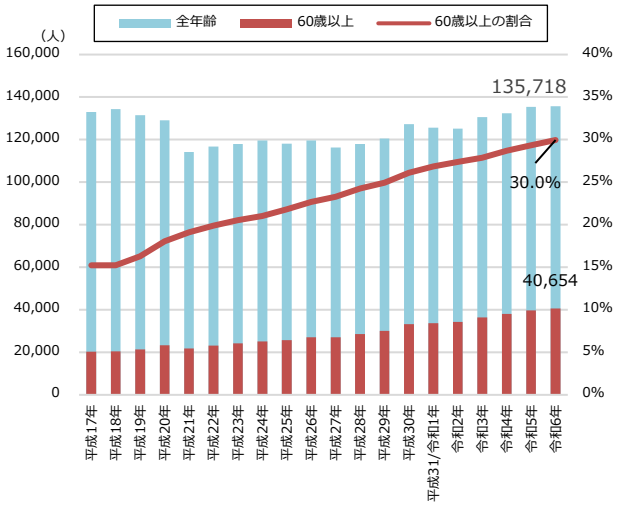

年齢層別　労働災害発生率（休業４日以上死傷度数率）（令和６年）

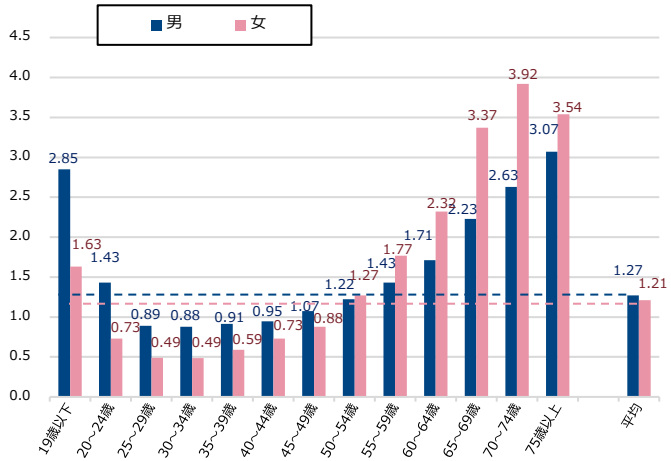

※度数率＝労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数×1,000,000

年齢層別　労働災害による休業見込み期間（令和６年）

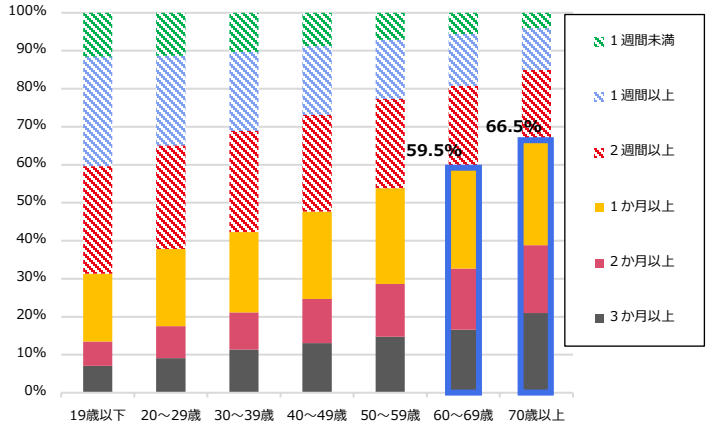

改正内容

○　高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。

○　厚生労働大臣は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（※）を定め、当該指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができるものとする。

（※）現在、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）において、安全衛生管理体制の確立（リスクアセスメントの実施等）、職場環境の改善（ハード・ソフト面の対策）、高年齢労働者の体力の状況把握などの取組を求めており、これを参考に指針を検討。

【参考】高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの概要
エイジフレンドリーガイドライン（安全衛生部長通達）

1　安全衛生管理体制の確立

- **経営トップによる方針表明と体制整備**
  経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。
- **高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
  高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて２以降の対策を実施します。

2　職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）**
  身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。
- **高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）**
  敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
  雇い入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。
- **体力の状況の把握**
  事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。
  ※　健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応**
  ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
  ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
  ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
  ・集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。
  ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5　安全衛生教育

- **高年齢労働者、管理監督者等に対する教育**
  労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。
  （再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

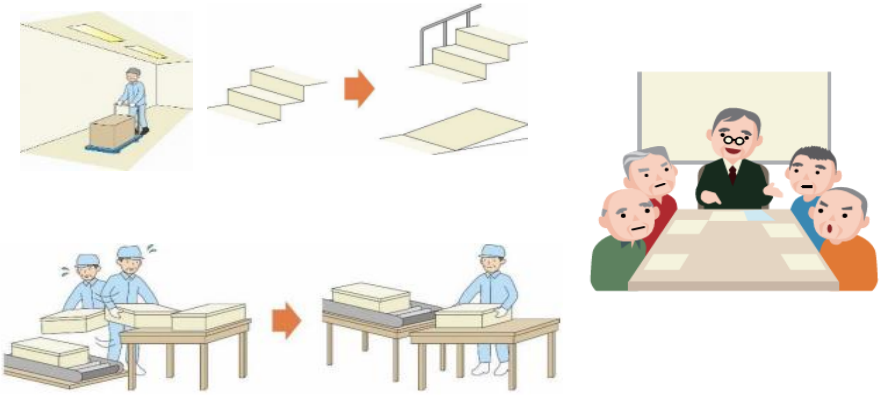

施行スケジュール（予定）

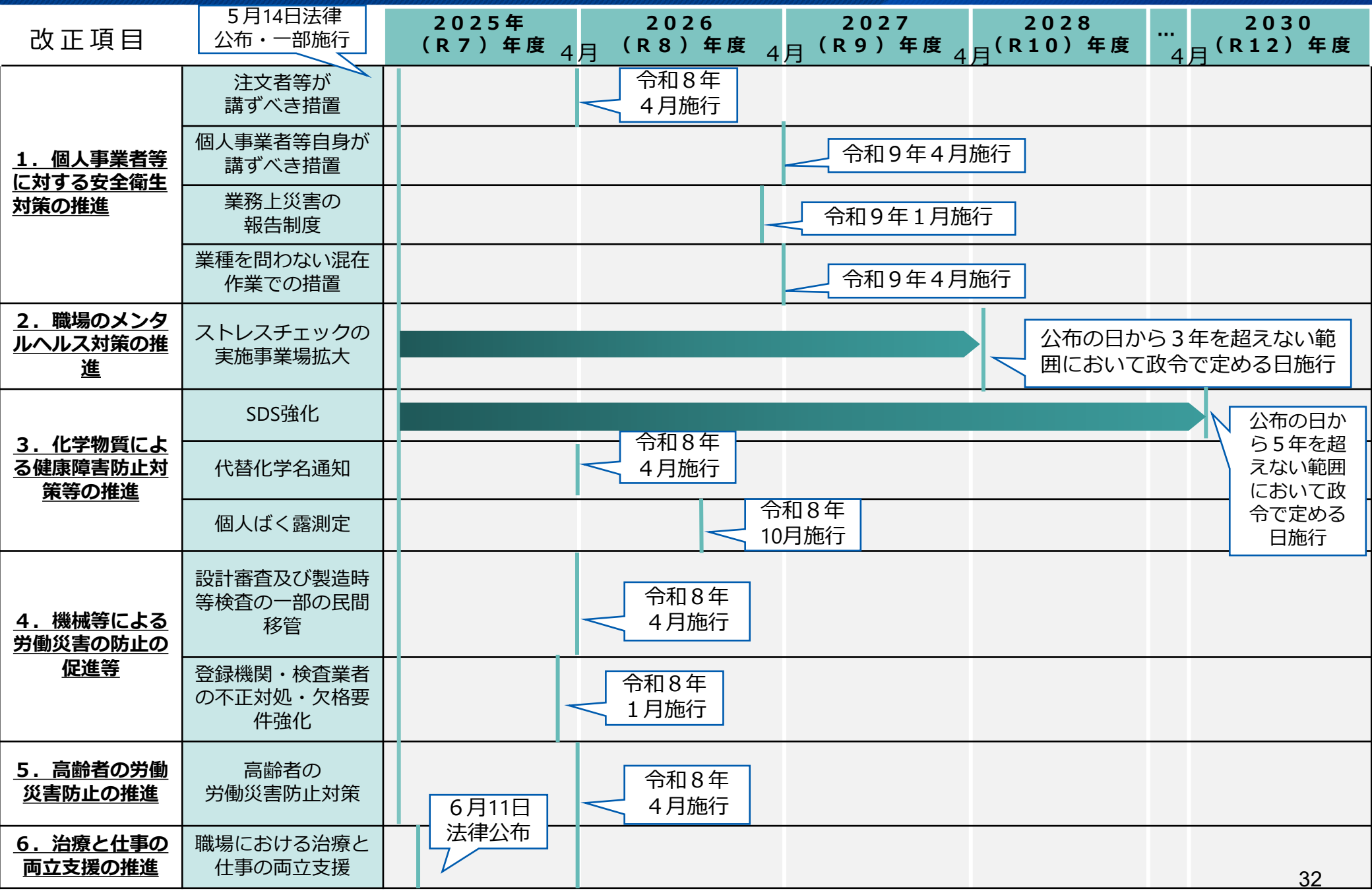
改正項目
5月14日法律公布・一部施行
2025年（R7）年度
4月
2026（R8）年度
4月
2027（R9）年度
4月
2028（R10）年度
…
4月
2030（R12）年度
1．個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
注文者等が講ずべき措置
令和８年４月施行
個人事業者等自身が講ずべき措置
令和９年４月施行
業務上災害の報告制度
令和９年１月施行
業種を問わない混在作業での措置
令和９年４月施行
2．職場のメンタルヘルス対策の推進
ストレスチェックの実施事業場拡大
公布の日から３年を超えない範囲において政令で定める日施行
3．化学物質による健康障害防止対策等の推進
SDS強化
代替化学名通知
令和８年４月施行
個人ばく露測定
令和８年10月施行
公布の日から５年を超えない範囲において政令で定める日施行
4．機械等による労働災害の防止の促進等
設計審査及び製造時等検査の一部の民間移管
令和８年４月施行
登録機関・検査業者の不正対処・欠格要件強化
令和８年１月施行
5．高齢者の労働災害防止の推進
高齢者の労働災害防止対策
令和８年４月施行
6月11日法律公布
6．治療と仕事の両立支援の推進
職場における治療と仕事の両立支援

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

参考

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「個人事業者等」の業務上災害の状況

建設業の一人親方等の死亡災害発生状況

○**建設業では令和５年において80人の「一人親方等」が業務上の災害により死亡**している（労働災害による死亡者は令和５年において223人）。

○建設業の**「一人親方等」による死亡災害のうち、中小事業主等（中小事業主、役員その他）が全体の34%**を占めている。

○災害の状況をみると、**労働者が被災した作業と類似の作業中に被災**しているケースが多い。

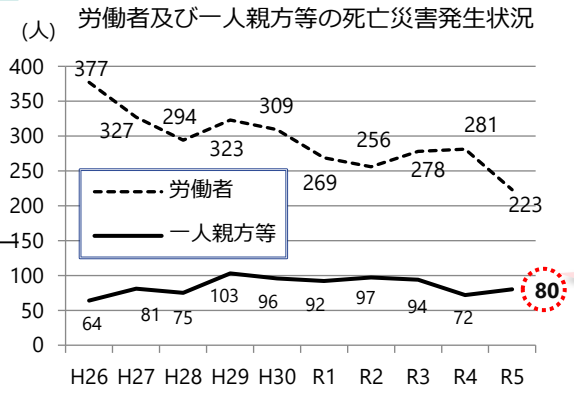

出典：（労働者）死亡災害報告

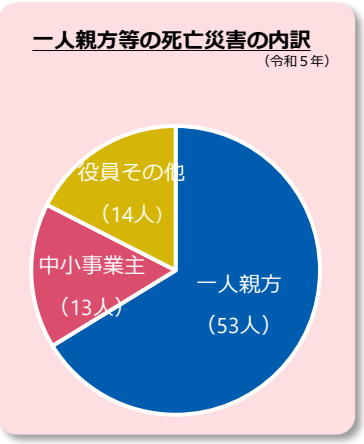

（一人親方等）厚生労働省調べ（都道府県労働局・労働基準監督署が把握したものを集計）

特別加入者の災害発生状況

○**労災保険の特別加入者の認定状況**を見ると、**多岐にわたる業種で業務上災害が発生**しており、**中小事業主等も被災**している。

○特別加入制度は任意加入であること等（※）から一概に比較はできないが、**労働者と比較して特別加入者の災害発生率が高くなっている場合がある**。

※　労働者を使用する事業の労災保険は事業場を単位に適用され、支給状況等の集計には、直接、当該事業に従事する労働者に加えて、災害が少ない事業場の内部事務などに従事する労働者も含まれる。他方で、特別加入制度の対象は、特定の規模、事業、作業に限定されており、災害発生率などを労働者と一概に比較することはできない。

特別加入者及び労働者の認定状況（令和５年度）

業　種	一人親方 特定作業従事者			中小事業主等			労働者		
	休業４日以上（死亡含む）	特別加入者数	災害発生率 １万人あたりの	休業４日以上（死亡含む）	特別加入者数	災害発生率 １万人あたりの	休業４日以上（死亡含む）	労働者数（万人）	災害発生率 １万人あたりの
林　業	94	1869	502.9	26	3423	76.0	998	5	199.6
建設業	7658	624823	122.6	2543	460870	55.2	11243	330	34.1
製造業				384	179899	21.3	22013	975	22.6
運輸業（交通運輸事業、貨物取扱事業）				66	20488	32.2	18828	263	71.6

出典：厚生労働省労働者災害補償保険事業年報、厚生労働省調べ、総務省労働力調査

スライド７の観点１の対応
労働安全衛生法第20条、21条及び25条関係の省令改正（令和７年４月施行）

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます。**

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とする**こと
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止する**こと
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させる**こと

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知する**こと

スライド７の観点２の対応
個人事業者等の健康管理に関するガイドライン（令和６年５月28日策定）

個人事業者等※1が健康に働くために、個人事業者等が自身で行う事項、注文者等※2が行う又は配慮する事項等を周知し、自主的な取組を促すもの※3。

※１　「個人事業者等」とは、事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主又は役員。労働基準法上の「労働者」に該当すると判断された場合には、本ガイドラインによらず、「労働者」として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令が適用される。

※２　「注文者等」とは、個人事業者等に仕事を注文する注文者又は注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う者

※３　「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書(R5.10）をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会の議論を経て、厚労省労働基準局長名で策定。

個人事業者等の健康管理の基本的な考え方と各主体の実施事項等

◆ 労働者が行う作業と類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきとの考え方のもと、ガイドラインでは、各主体について基本的な考え方と実施事項等を次のように示している。

主体	基本的な考え方	実施事項等
個人事業者等	• 個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要であり、各種支援を活用しつつ自らで健康管理を行うことが基本	■ 健康管理に関する意識の向上 ■ 危険有害業務による健康障害リスクの理解 ■ 定期的な健康診断の受診による健康管理 ■ 長時間の就業による健康障害の防止 ■ メンタルヘルス不調の予防 ■ 腰痛の防止/情報機器作業における労働衛生管理 ■ 適切な作業環境の確保 ■ 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力
注文者等	• 注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性もあることから、その影響の程度に応じて、注文者等が必要な措置を講じることが重要。 • 個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとっては、事業継続の観点からも望ましい。	■ 長時間の就業による健康障害の防止 ・ 注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における医師の面談機会の提供 ■ メンタルヘルス不調の予防 ■ 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等 ■ 健康診断の受診に要する費用の配慮 ■ 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保
団体等	• 各業種・職種の個人事業者等や注文者等の団体、仲介業者等には、個人事業者等及び注文者等に対して必要な支援を行うことが期待される。	■ 個人事業者等への情報提供 ■ 必要に応じて、業種・職種別の実情に応じた業種・職種別ガイドラインの策定

※　国は、個人事業者等の健康管理に活用できるツールの提供、労災保険に特別加入している個人事業者等に対する産業保健総合支援センター及び及び地域産業保健センター等による支援等、個人事業者等の健康管理を支援するための取組を行う。関連情報を厚労省ホームページで発信する。

個人事業者等の業務上災害報告制度《報告システムの概要》

✓**業務上災害報告についても下記サービスから報告できるようシステム改修を行う。**

インターネットで帳票を作成できます

※e-Govに連携し電子申請が可能です。

サービスの利用において
事前の申請や登録は不要です

※電子申請をする場合はe-Govアカウントが必要です。

- ✓企業が所轄の労働基準監督署に行う申請や届出の支援をするサービス
- ✓届出様式の作成・印刷に加え、画面から入力した情報をe-Govから電子申請できる
- ✓入力した情報は利用者の端末に保存できる
- ✓現在は以下の届出様式に対応
  - ・労働者死傷病報告
  - ・定期健康診断結果報告書
  - ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
  - ・総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
  - ・じん肺健康管理実施状況報告
  - ・有機溶剤等健康診断結果報告書
  - ・有害な業務に係る歯科健康診断結果報告

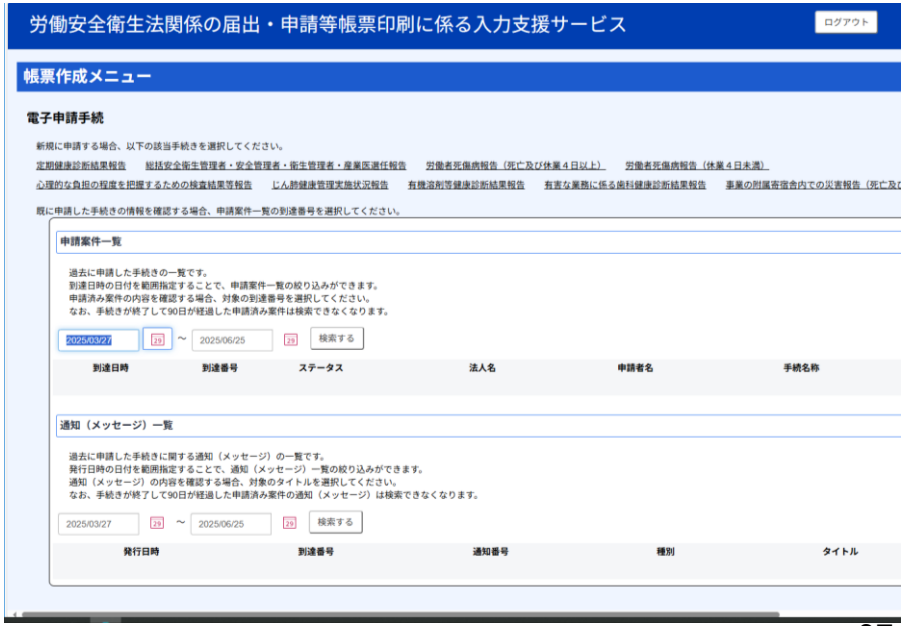

出典：労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス（https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/index.html#top-content）

今後の労働安全衛生対策について（建議）

【令和７年１月17日 労働政策審議会 安全衛生分科会報告】 ※具体の対応について記載した箇所を抜粋したもの。

参考資料

１．個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

（１）個人事業者等の定義

安衛法における保護対象や義務の主体となる個人事業者として、「事業を行う者で、労働者を使用しないもの」を同法に位置づけることが適当である。

また、中小事業の事業主や役員については、個人事業者や労働者と類似の作業を行う実態にあることを踏まえ、個人事業者と同様に、安衛法における保護対象や義務の主体として位置づけることが適当である。

なお、混在作業による労働災害防止を図る際には、混在作業に従事する作業者の属性にかかわらず、措置の対象とする必要があるため、個人事業者や中小事業の事業主、役員に限らず、当該作業に従事する全ての作業者を保護対象や義務の主体として位置付けることが適当である。

（２）個人事業者等自身による措置

ア　安衛法第４条には労働者の責務として「労働災害を防止するため必要な事項を守ること」等が規定されているところ、これを参考に、個人事業者等についても自身の災害や労働災害を防止するために必要な責務を規定することが適当である。

また、安衛法第 22 条等に基づき、事業者には危険箇所等への作業者の立入を禁止すること等が義務付けられており、省令改正により、この対象に個人事業者等も含まれることとなった。

このような事業者の措置義務のうち、危険箇所等への立入禁止等の措置については、個人事業者等に、事業者が講じる措置に応じて必要な事項を遵守することを罰則付きで義務付けることが適当である。

また、当該事業者の措置義務のうち、請負人に対する必要な措置の周知義務については、事業者は必要な措置が確実に伝わるように分かりやすく周知するとともに、周知した内容の徹底を図ることが適当である。

イ　機械等の安全確保について、事業者には、構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止、定期自主検査の実施といった規制が課されているが、個人事業者等にも同様に、使用を禁止するとともに、定期自主検査の実施を義務付けることが適当である。

ウ　安全衛生教育について、事業者が労働者を危険又は有害な業務につかせる際には特別教育を実施することが義務付けられているが、個人事業者等にも同様に、特別教育の修了を義務付けることが適当である。また、法令により修了が義務付けられているものの他にも、危険又は有害な業務に現に就いている者に対しては、その従事する業務に関する安全衛生教育を行うことが事業者の努力義務となっているところ、個人事業者等にも同様の教育を受ける努力義務を課すことが適当である。

今後の労働安全衛生対策について（建議）

【令和７年１月17日 労働政策審議会 安全衛生分科会報告】 ※具体の対応について記載した箇所を抜粋したもの。

参考資料

１．個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

（３）注文者等による措置

ア　安衛法第３条第３項には、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならないとの責務が定められているが、当該規定は、建設工事以外の注文者にも広く適用される規定であることを明確にすることが適当である。

　また、プラットフォーマーが安衛法第３条第３項の注文者に該当するのは、プラットフォーマー自身が直接的に仕事を他人に請け負わせる場合とするとともに、プラットフォーマーが注文者に該当しない場合であっても、安全で衛生的な作業が行われるよう必要な配慮を行うことが望ましいことをガイドライン等で示すことが適当である。加えて、今後ともプラットフォーマーを含めた新たな働き方に対する規制を、諸外国の例も参考にしつつ検討することが適当である。

イ　混在作業による労働災害防止について、建設業、造船業及び製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることになっているが、この連絡調整等の対象に個人事業者等を加えることが適当である。

　併せて、現在は上述の３業種のみに連絡調整等の措置義務が課されているところ、例えば、荷の搬入・搬出作業、機械・設備のメンテナンス作業など、何らかの作業が混在して行われる一の場所においても混在作業による労働災害が発生し得ることから、当該場所を管理する事業者に対し、業種を限定することなく、作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付けることが適当である。

ウ　建設物等や化学物質の製造設備等に由来する労働災害防止について、それらの物を請負人の労働者に使用させる注文者は、労働災害を防止するため必要な措置を講じることになっているが、これらを個人事業者等に使用させる場合にも同様の措置を講じることが適当である。

エ　建設機械等を用いる仕事における労働災害防止について、当該仕事の注文者は、作業場所で当該仕事に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じることになっているが、個人事業者等が当該仕事を行う場合にも同様の措置を講じることが適当である。

オ　違法な指示の禁止について、注文者は、請負人に対し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、労働安全衛生関係法令違反となる指示をしてはならないとされているが、請負人たる個人事業者等が作業する場合にも労働安全衛生関係法令違反となる指示を禁止することが適当である。

カ　機械等のリースに伴う労働災害防止について、機械等貸与者は、貸与を受けた事業者に対して、労働災害防止のために必要な措置を講じることになっているが、個人事業者が貸与を受ける場合にも同様の措置を講じることが適当である。

　なお、災害実態を踏まえ、「フォークリフト」等の危険性が高い機械等を規制対象に追加することが適当である。

キ　建築物（事務所や工場）の貸与に伴う労働災害防止について、建築物貸与者は、貸与を受けた事業者に対して、労働災害防止のために必要な措置を講じることになっているが、個人事業者が貸与を受ける場合にも同様の措置を講じることが適当である。

　なお、規制対象の建築物は「事務所」及び「工場」に限定されているところ、災害実態を踏まえ、「店舗のバックヤード」、「物流センター」、「倉庫」等事業の用に供される建築物を規制対象に追加することが適当である。

今後の労働安全衛生対策について（建議）

【令和７年１月17日 労働政策審議会 安全衛生分科会報告】 ※具体の対応について記載した箇所を抜粋したもの。

参考資料

１．個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

（４）個人事業者等による労働基準監督署等への申告

ア　個人事業者等が請け負った作業等に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合については、個人事業者等は労働基準監督署等に対して申告し、是正のため適当な措置をとるように求めることができる仕組みを整備することが適当である。

イ　事業者等は、個人事業者等がアの申告をしたことを理由として不利益な取扱いを行ってはならないこととすることが適当である。

（５）個人事業者等の業務上災害の報告制度

ア　個人事業者等の業務上災害については、現在、網羅的に把握する仕組みがないことから、労働者死傷病報告の仕組みを参考にして、個人事業者等の業務上災害の報告制度を創設することが適当である。

イ　個人事業者等が業務に伴って休業４日以上の災害に被災した場合には、

・当該場所の直近上位の注文者（当該者が存在しない場合には、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者。以下「報告主体」という。）が労働基準監督署に業務上災害について遅滞なく報告することを義務付けることが適当である。

・上記の場合において、個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合には、報告主体に業務上災害について遅滞なく報告することを義務付け、報告主体はその内容を踏まえ、必要事項を補足した上で労働基準監督署に遅滞なく報告することを義務付けることが適当である。

ただし、個人事業者等が中小事業の事業主や役員である場合には、上記にかかわらず、所属企業が労働基準監督署に遅滞なく報告する仕組みとすることが適当である。

併せて、休業４日未満の災害など、これらの義務の対象とならない業務上災害についても、業務上災害の報告の実効性を高める観点から、労働基準監督署に対して情報提供することができるような仕組みとすることが適当である。

ウ　報告事項については、労働者死傷病報告の報告対象を参考とすることとし、加えて、報告主体に関する情報や、被災した個人事業者等の労災保険の特別加入の有無等についても報告事項とすることが適当である。

エ　業務上災害の報告の適正化のため、報告主体は、個人事業者が法令上の義務となる業務上災害の報告を行ったことを理由として、不利益取扱いを行ってはならないこととすることが適当である。

オ　個人事業者等の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案については、上記とは区別して、個人事業者等自身等が労働基準監督署に報告することができる仕組みを整備することが適当である。

カ　こうした業務上災害の報告の仕組みが、個人事業者、報告主体等にとって過度な負担とならないよう、国において、電子申請システムを活用した報告を可能とするなどの環境整備に取り組むことが適当である。

今後の労働安全衛生対策について（建議）

【令和７年１月17日 労働政策審議会 安全衛生分科会報告】 ※具体の対応について記載した箇所を抜粋したもの。

参考資料

２．職場のメンタルヘルス対策の推進

（１）ストレスチェックの実施及び高ストレス者に対する面接指導の実施

ア　現行法では、労働者数 50 人未満の事業場においてはストレスチェックの実施が当分の間努力義務となっているところ、事業場規模にかかわらずストレスチェックの実施を義務とすることが適当である。

その際、労働者のプライバシー保護の観点から、原則として、外部委託を推奨することが適当である。また、労働基準監督署へのストレスチェック実施結果の報告義務は、一般定期健康診断と同様、50 人未満の事業場には負担軽減の観点から課さないことが適当である。

これらの見直しに当たっては、50 人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保することが適当である。

イ　50 人未満の事業場におけるストレスチェックの実施については、その円滑な施行に資するよう、国においては、

・50 人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの整備（特に 10 人未満等の小規模な事業場については、その実情を考慮した取り組み可能な実施内容を示す）

・高ストレス者の面接指導に無料で対応している地域産業保健センターの体制整備

など、50 人未満の事業場に対する十分な支援策を講じるべきである。

（２）集団分析の実施及び職場環境の改善

ア　ストレスチェック実施後の集団分析・職場環境改善は労働安全衛生規則に基づき事業者の努力義務とされているが、大企業であっても試行錯誤しながら取り組んでいるところ、取組内容も極めて多様であること等を踏まえると、現時点では、何を、どの水準まで実施したことをもって、履行されたと判断することは難しく、事業場規模にかかわらずこれを義務とすることは時期尚早であり、義務化について引き続きの検討課題とすることが適当である。

まずは、

・事業者や労働者に対して、ストレスチェック制度は集団分析及び職場環境改善まで含めた一体的な制度であることの周知

・集団分析結果を活用した職場環境改善の取組事例の収集・とりまとめ

・取組事例を含めた研修の実施

などの対策を通じて、適切な取組の普及を国、事業者、労働者、医療関係者において計画的かつ確実に進めていくことが適当である。

イ　集団分析の実施方法については、現行の努力義務の規定を、労働者のプライバシー保護等の観点から、個人を特定できない方法で実施する努力義務規定とすることが適当である。

３．化学物質による健康障害防止対策等の推進

（１）化学物質の譲渡・提供時における危険性・有害性情報の通知制度の改善等

ア　化学物質の危険性・有害性情報の通知制度の履行確保

（ア） 通知義務の履行確保の観点から、安衛法第 57 条の２第１項に規定する通知義務違反に罰則を設けることが適当である。また、通知した事項を変更した場合の再通知については同条第２項に基づき努力義務となっているところ、これを義務とすることが適当である。

（イ） 法令で定める必須通知事項（（ア）を踏まえ罰則付きの措置義務事項となる）について、より的確なリスクアセスメントの実施を確保する観点から、

・CAS 登録番号等、成分名を特定できる一般的な番号
・呼吸用保護具を使用する場合に選択すべき呼吸用保護具の種類（防毒用の場合は、加えて成分に応じて使用すべき吸収缶の種類）
・含有される化学物質に応じ、保護手袋として不適当な材料
・含有される成分ごとに適用される法令等

を追加することが適当である。

（ウ） （ア）及び（イ）の見直しは、事業者が新たに必須となる通知事項に対応するためには一定の期間を要し、かつ、流通の各段階において化学物質を譲渡・提供する全ての事業者において対応が必要になることを踏まえ、施、施行までの十分な準備期間を確保するとともに、その間、国において通知の電子化・標準化を進めるための支援に取り組むべきである。

イ　化学物質の危険性・有害性情報の通知制度における営業秘密の保持

（ア）国際連合が策定した GHS 改訂９版（2021 年）では、企業の営業秘密情報の保持を保証するべきとされており、EU 等においては、化学物質の成分名に企業の営業秘密が含まれる場合に通知内容の柔軟化を認める対応がとられている。こうした GHS の考え方に基づき、EU 等の仕組みを参考に、リスクアセスメントの実施に支障がない範囲で営業秘密の保持を図る必要がある。

具体的には、企業の営業秘密の保持の観点から、

・化学物質の成分名が営業秘密に該当する場合には、代替名その他の情報（以下「代替名等」という。）の通知を認めること
・含有量については、代替名等の通知を認める物質についても、現行法令で認められている 10%刻みでの通知を認めること

が適当である。

その際、リスクアセスメントの実施に支障がないことを担保する観点から、

・代替名等による通知を認めるのは、国による GHS 分類の結果により重篤な健康障害を生ずる有害性クラスに該当しない物質、特定の有害性クラスであって最も重い区分１に該当しない物質、混合物の有害性区分に影響を与える濃度（濃度限界）に満たない場合、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）等の特別規則の適用対象物質等になっていない物質に限定すること
・成分名以外の通知事項（物理的及び化学的性質、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意、流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置等）は、非開示を認めないこと

が適当である。

３．化学物質による健康障害防止対策等の推進

イ　化学物質の危険性・有害性情報の通知制度における営業秘密の保持【続き】

（イ）代替名等による通知を行う場合には、
・代替名等の通知が営業秘密によるものであることを明示して通知すること
・実際の成分名及び通知した代替名等を記録し、通知から５年間保存しなければならないこと
を譲渡・提供者に義務付けることが適当である。

（ウ）厚生労働大臣は、代替名等の内容を決定するために必要な指針を公表することが適当である。

（エ）代替名等を通知した場合であっても、
・医師が診断及び治療のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、直ちに開示すること
・産業医が労働者の健康管理のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、秘密保持を条件に速やかに開示すること
・労働基準監督機関から求められた場合に開示等に応じること
・事業を廃止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に営業秘密情報の記録を提出すること
を譲渡・提供者に義務付けることが適当である。

（２）個人ばく露測定の精度の担保

ア　個人ばく露測定について、作業環境測定と同様に測定の精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者により実施しなければならないこととすることが適当である。
この有資格者の要件は、個人ばく露測定に関する追加講習を修了した作業環境測定士等とすることが適当である。

今後の労働安全衛生対策について（建議）

【令和７年１月17日 労働政策審議会 安全衛生分科会報告】 ※具体の対応について記載した箇所を抜粋したもの。

４．機械等による労働災害防止対策の促進等

（１）特定機械等の製造許可及び製造時等検査に係る民間活力の活用の促進

ア　特定機械等の製造許可を行うための書面等審査は、

・当該機械等の設計が構造に関する技術的基準に適合するかどうかの審査

・製造設備等が基準に適合するかどうかの審査

から構成され、現行では都道府県労働局長が行うものとされているところ、このうち前者の審査については、十分な専門性を有する民間の登録機関が行えるようにすることが適当である。

その上で、当該審査は、製造許可を受けた後に行われる製造時等検査と一連の流れで行われることから、これらは同一の登録機関が行うものとすることが適当である。

イ　製造時等検査について、現在はボイラーと第一種圧力容器に限って民間の登録機関が行えるようになっているところ、製造時等検査が必要な特定機械等すべてについて民間の登録機関が行えるようにする（具体的には移動式クレーンとゴンドラを対象に追加する）ことが適当である。

ウ　アで民間が行えるようにする設計に関する審査と、製造時等検査を行う新たな登録機関については、その業務の適正な遂行を担保するため、

・現行の登録製造時等検査機関と同等の登録要件を設ける

・登録は機械等の区分及び地域（複数の都道府県に跨る地域ブロック）ごとに行う

・審査等を求められたときの応諾や、一定の知識経験を有する者に審査等を実施させることなど、現行の登録製造時等検査機関と同等の実施義務を課す

・現行の特定機械等に係る登録機関と同様に、登録要件に適合しなくなった場合や義務規定に違反する場合には厚生労働大臣が適合命令や改善命令を行うことができるようにするとともに、欠格事由に該当する場合や適合命令・改善命令に違反した場合等には厚生労働大臣が業務停止や登録の取り消しをできるようにする

ことが適当である。

エ　上記のほか、登録機関による検査・検定の公正な実施を担保するため、検査・検定の実施方法や合格基準を法令に規定することが適当である。

今後の労働安全衛生対策について（建議）

【令和７年１月17日 労働政策審議会 安全衛生分科会報告】 ※具体の対応について記載した箇所を抜粋したもの。

参考資料

４．機械等による労働災害防止対策の促進等

（２）機械等に係る登録機関（検査業者、登録教習機関）の不正防止の強化

ア　現行制度では指針に留まっている特定自主検査の検査内容について、基準を設け、検査業者にはこれに従って検査を行うことを義務付けるとともに、基準に違反した場合には厚生労働大臣が改善命令等を行えるようにすることが適当である。

イ　技能講習を行う登録教習機関が不正に技能講習修了証を交付した場合には、都道府県労働局長が当該登録教習機関に対して当該修了証の回収を命じることができるようにするとともに、回収命令に従わない場合には登録取消等ができるようにすることが適当である。また、回収命令に従わない者について、登録取消を行う場合には、欠格期間を延長することが適当である。

（３）技術の進歩等を踏まえた型式検定対象機械等及び技能講習対象業務の追加等の迅速化

型式検定対象機械等及び技能講習の種類について、技術の進歩を踏まえて、より迅速かつ適切に追加等ができるようにすることが適当である。

今後の労働安全衛生対策について（建議）

【令和７年１月17日 労働政策審議会 安全衛生分科会報告】 ※具体の対応について記載した箇所を抜粋したもの。

参考資料

５．高年齢労働者の労働災害防止の推進

ア　高年齢労働者の労働災害を防止するため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講じることを事業者の努力義務とすることが適当である。

イ　厚生労働大臣が、アの措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表できるようにすることが適当である。

また、厚生労働大臣は、当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができるようにすることが適当である。

６．一般健康診断の検査項目等の検討

（１）女性特有の健康課題への対応

月経随伴症状や更年期障害等の女性特有の健康課題について、一般健康診断の機会を活用し、女性労働者本人への気づきを促し、必要な場合には産婦人科医等女性特有の健康課題に係る診療を専門とする医師への早期受診の勧奨や女性特有の健康課題に対する配慮について申し出を行いやすい職場づくりにもつながるよう、厚生労働省が示している標準的な問診票である一般健康診断問診票に女性特有の健康課題に係る質問を追加することが適当である。

また、女性特有の健康課題があると回答した労働者に対して、健診機関が必要に応じて、女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医への早期受診を促すことが適当である。

その際、質問に対する労働者の回答は、健診機関から事業者に提供しないこととするが、女性特有の健康課題を抱える個々の労働者と事業者をつなぐ観点から、労働者が女性特有の健康課題で職場において困っている場合、専門医の早期受診を勧奨すること、その上で、専門医の診断書を持って事業者に相談することは可能であること（既に、専門医の診断を受けている場合も同様に可能であること）など、望ましい対応を健診機関向けマニュアルに示すことが適当である。

また、労働者自らが事業者に女性特有の健康課題に関する相談を行うことは現時点であっても可能であるとともに、その場合には、専門医による診断書等を示すことが望ましいことなどを事業者向けガイドラインにおいて示すことが適当である。

男性の更年期障害については、更なる医学的知見の集積を踏まえ、必要に応じて検討していくことが適当である。

（２）一般健診の法定健診項目について

歯科に関する項目を法定健診項目に追加することに関しては、業務起因性又は業務増悪性、就業上の措置等のエビデンスが乏しいことを踏まえると、困難である。

一方で、労働者の口腔の健康の保持・増進は重要である。現在、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第１号）に「歯と口の健康づくりに向けた口腔保健指導」が盛り込まれているが、現状では十分に実施されているとは言えないことから、今後、好事例を展開する等普及啓発を強化することにより、歯科受診に繋げる方策を検討することが適当である。また、職場の健康診断実施強化月間、全国労働衛生週間の周知等の機会を捉えて、周知を強化することが適当である。

今後の労働安全衛生対策について（建議）

【令和７年１月17日 労働政策審議会 安全衛生分科会報告】 ※具体の対応について記載した箇所を抜粋したもの。

参考資料

７．治療と仕事の両立支援対策の推進

ア　「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」について、現状では労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）で「疾病、負傷その他の理由により治療を受ける者の職業の安定を図るため、雇用の継続、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の促進その他の治療の状況に応じた就業を促進するために必要な施策を充実すること」が国の施策とされていることを踏まえ、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることを事業者の努力義務とすることが適当である。

イ　厚生労働大臣が、アの措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表できるようにすることが適当である。
また、厚生労働大臣は、必要な指導等を行うことができるようにすることが適当である。

ウ　上記のほか、国は、以下について取り組むべきである。

- 「治療と仕事の両立支援カード」について、企業に理解を求めるとともに、医療機関での活用が促進されるような支援策を講じ、関係者の連携した取組を積極的に推進する
- 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及に当たり、事業者に対しては、治療と仕事の両立支援の取組が経営課題として位置づけられるよう、人材確保や生産性向上、企業の成長にもつながることへの理解を図るとともに、労使一体となった取組について具体的な事例を示す
- 産業保健や人事労務管理の体制が脆弱な中小企業に対しては、治療と仕事の両立支援の専門家が配置されている産業保健総合支援センターによる企業支援（専門的研修、相談対応・訪問支援、個別調整支援等）をさらに充実する